

100周年を迎えた信託業

—今後の発展を期待して—



一般社団法人 信託協会 専務理事
川 嶋 真 CMA

1924年に旧信託法・旧信託業法の下で三井信託株式会社が設立され、信託業が我が国で本格的に開始された。その後現在の大手信託銀行の基となる共済信託株式会社（後に安田信託株式会社に改称）、住友信託株式会社、三菱信託株式会社が相次いで設立された。それから100年が経ち、2024年9月末で、信託財産総額は1,746兆円（再信託を除いても1,080兆円）にのぼり、この10年間で約2倍に増加した。また、信託協会加盟会社も90社を数えるなど、信託業界は拡大を続けている。

そこで、100周年という節目に当たり、旧信託二法制定当時の政府や信託業界が想定した信託業と現実の信託業の発展の姿を顧みるとともに、今後の信託業への期待について私見を述べてみたい。

1. 旧信託二法立法時、政府が想定した信託業には、次の2点の特徴があったと言える。

1点目は、信託会社は、委託者に代わり委託者その人となって自分の仕事をする性質を持つが、銀行は、自分のために人の資金に一定の利息を払いその資金を働かせる性質を持ち、信託業と銀行業とは本質的に異なるものと考えた点である（注1）。したがって、両者を一緒にするのは理論上不適当とされ、両者の兼営は認められなかった。

2点目は、信託会社には、純然たる営利目的ではなく、社会貢献を望